

平成31年 3 月富津市議会定例会
議 案 資 料

平成31年 2 月22日

富 津 市

平成31年 3 月 富津市議会定例会議案資料一覧表

番 号	件 名	頁
	平成31年 3 月 富津市議会定例会議案概要	1
議案第 7 号資料	非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表	8
議案第 8 号資料	職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表	11
議案第 9 号資料	富津市個人情報保護条例新旧対照表（第 1 条による改正）	12
議案第 9 号資料	富津市情報公開条例新旧対照表（第 2 条による改正）	20
議案第 9 号資料	富津市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表（附則第 3 項による改正）	24
議案第10号資料	富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例新旧対照表	25
議案第11号資料	富津市精神障害者医療費の助成に関する条例新旧対照表	27
議案第12号資料	富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例新旧対照表	29
議案第13号資料	富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例新旧対照表	31
議案第14号資料	富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例新旧対照表	32
議案第15号資料	富津市介護保険条例新旧対照表	33
議案第16号資料	富津市国民健康保険税条例新旧対照表	36
議案第17号資料	富津市議会委員会条例新旧対照表（附則第 3 項による改正）	37
議案第27号資料	履歴事項（富津市教育委員会教育長関係）	38
議案第28号資料	履歴事項（富津市教育委員会委員関係）	39

平成31年 3 月 富津市議会定例会議案概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第 1 号	<p>平成30年度富津市一般会計補正予算（第 4 号）</p> <p>補正額 △386,414千円</p> <p>補正後の予算額 17,611,235千円</p> <p>（主な事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとふつつ応援寄附関係費 △83,596千円 ・児童福祉基金積立金 60,000千円 ・私立保育園等運営事業 △35,703千円 ・生活保護扶助費 △29,045千円 ・プレミアム付商品券事業 4,000千円 ・学校教育振興基金積立金 30,373千円 ・天羽中学校校舎改築事業 △56,667千円 	総務部
議案第 2 号	<p>平成30年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>補正額 △14,831千円</p> <p>補正後の予算額 6,365,407千円</p> <p>（提案理由）</p> <p>特定健康診査事業費及びこれに関連する歳入を減額するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。</p>	健康福祉部
議案第 3 号	<p>平成30年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>補正額 △23,384千円</p> <p>補正後の予算額 582,115千円</p> <p>（提案理由）</p> <p>後期高齢者医療保険料及びこれに関連する後期高齢者医療広域連合納付金を減額するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。</p>	健康福祉部
議案第 4 号	<p>平成30年度富津市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>補正額 24,312千円</p> <p>補正後の予算額 5,110,707千円</p> <p>（提案理由）</p> <p>介護サービス等給付事業、特定入所者介護サービス事業などに係る経費及びこれらに関連する歳入を計上するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。</p>	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第5号	<p>富津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例の制定について (提案理由) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進についての基本理念を定め、市の責務並びに市民、自治会等及び事業者の役割について明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境の整備に関する事項等を定めることにより、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、条例を制定するものである。 (施行日) 公布の日</p>	総務部
議案第6号	<p>富津市森林環境基金条例の制定について (提案理由) 市が行う森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、条例を制定するものである。 (施行日) 平成31年4月1日</p>	建設経済部
議案第7号	<p>非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 社会教育指導員及び家庭教育指導員の報酬の額等を見直すとともに、非常勤特別職の職員として家庭教育支援員を設置するほか、水道審議会委員、市税等徴収補助員及び水道料金等徴収補助員を廃止するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 平成31年4月1日</p>	総務部
議案第8号	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 超過勤務命令を行うことができる上限を定める措置等に係る人事院規則の改正がなされたことに伴い、職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務について所要の措置を講じるため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 平成31年4月1日</p>	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第9号	<p>富津市個人情報保護条例及び富津市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）が施行されたことに伴い、個人情報の定義の明確化等をするとともに、富津市水道事業の廃止に伴う関係規定の整備等をするため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日。一部平成31年4月1日</p>	総務部
議案第10号	<p>富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第27号）が施行されることに伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格要件について見直しを行うため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 平成31年4月1日</p>	市民部
議案第11号	<p>富津市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）が施行されたことに伴い、関係する規定を整備するとともに、医療費の助成を受けられることができる者の範囲を広げるため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日</p>	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第12号	<p>富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）が施行されたことに伴い、関係する規定を整備するとともに、医療費等の助成を受けることができる者の範囲を広げるため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日</p>	健康福祉部
議案第13号	<p>富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部が改正されたことに伴い、受給資格者等の所得について、前々年の所得を確認する申請期間を変更するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日</p>	健康福祉部
議案第14号	<p>富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 天羽老人憩の家としての利用に供していた施設を、新たに（仮称）地域交流支援センターとしての利用に供するに当たり、改修工事その他の準備手続を行う必要があることから、平成31年3月31日をもって天羽老人憩の家を廃止するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 平成31年4月1日</p>	健康福祉部
議案第15号	<p>富津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 2019年10月の消費税率の引上げに伴う低所得者の保険料率の軽減強化に関する規定等を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 規則で定める日。一部公布の日</p>	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第16号	<p>富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 国民健康保険に加入する子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に、18歳以下の国民健康保険の被保険者が属する世帯の当該被保険者に係る国民健康保険税均等割額を減額するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 平成31年4月1日</p>	健康福祉部
議案第17号	<p>富津市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例の制定について (提案理由) 君津地域水道事業を統合した、かずさ水道広域連合企業団の事業が平成31年4月1日から開始されることに伴い、平成31年3月31日をもって富津市水道事業を廃止するため、関係する条例を廃止するものである。 (施行日) 平成31年4月1日</p>	水道部
議案第18号	<p>木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の制定に関する協議について (提案理由) 広域廃棄物処理に関する事務を共同して管理し、及び執行するための協議会の設置に関する木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の制定について、地方自治法第252条の2の2第1項の規定により木更津市、君津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町と協議するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。 (施行日) 平成31年4月1日</p>	市民部
議案第19号	<p>君津広域水道企業団の解散に関する協議について (提案理由) 平成31年3月31日をもって君津広域水道企業団を解散することについて、地方自治法第288条の規定により千葉県、木更津市、君津市及び袖ヶ浦市と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	水道部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第20号	<p>君津広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について (提案理由) 君津広域水道企業団の解散に伴う財産処分を定めることについて、地方自治法第289条の規定により千葉県、木更津市、君津市及び袖ヶ浦市と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	水道部
議案第21号	<p>富津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について (提案理由) 富津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託に関する規約を廃止することについて、地方自治法第252条の14第2項の規定により君津富津広域下水道組合と協議するに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものである。 (施行日) 平成31年4月1日</p>	水道部
議案第22号	<p>平成31年度富津市一般会計予算 予算額 19,150,000千円 対前年度比 10.7%増 (予算編成方針) 平成31年度の予算は、富津市経営改革プランの最終年度として「市民の皆さんが自信を持って次世代にバトンを渡せる富津市づくり」を念頭に、将来に向け持続可能な行政経営を実現していくための礎となる事業に取り組むとともに、富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた事業を力強く推進する編成方針とした。 参考 平成31年度当初予算附属資料</p>	総務部
議案第23号	<p>平成31年度富津市国民健康保険事業特別会計予算 予算額 5,923,000千円 対前年度比 5.2%減 (予算概要) 糖尿病などの生活習慣病の重症化予防のため、特定健康診査及び特定保健指導を中心とした事業を推進するほか、医療費の適正化に配慮した。</p>	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第24号	平成31年度富津市後期高齢者医療特別会計予算 予算額 604,000千円 対前年度比 0.2%増 (予算概要) 後期高齢者医療保険料などを後期高齢者医療広域 連合納付金として納付するほか、制度の趣旨普及を 推進するとともに、被保険者の利便性の向上に配慮 した。	健康福祉部
議案第25号	平成31年度富津市介護保険事業特別会計予算 予算額 4,897,000千円 対前年度比 0.1%増 (予算概要) 介護サービス利用者の見込みにより保険給付費を 推計するとともに、給付の適正化と地域包括ケアシ ステムの推進に配慮した。	健康福祉部
議案第26号	平成31年度富津市温泉供給事業特別会計予算 予算総額 2,900千円 対前年度比 14.7%減 (予算概要) 温泉供給業務の予定量を供給戸数13戸、年間総供 給量5,992立方メートルとする。	建設経済部
議案第27号	富津市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を 求めることについて (提案理由) 富津市教育委員会教育長 ^{おかねしげる} 岡根 茂 氏の任期が平成 31年3月31日をもって満了となることに伴い、同氏 を再任することについて、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の 同意を求めるものである。	教育部
議案第28号	富津市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求 めることについて (提案理由) 富津市教育委員会委員 ^{えのもとじゅんこ} 榎本純子氏の任期が平成31 年3月31日をもって満了となることに伴い、後任者 として ^{しまのかずまさ} 嶋野和正氏を任命することについて、地方教 育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の 規定により議会の同意を求めるものである。	教育部

議案第7号資料

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）新旧対照表

現 行	改 正 案																											
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別職の職員 地方自治法第203条の2第1項に規定する者のうち、別表第1の区分に掲げる非常勤の職員をいう。</p> <p>(2) 一般職の職員 前号に掲げる職員以外の職員で1週間に換算し、その勤務時間が常勤の一般職の職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲で定められている者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）のうち、別表第2の区分に掲げる非常勤の職員をいう。</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 一般職の職員の報酬は、別表第2に定める額を超えない額とする。</p> <p>別表第1（第1条の2、第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 60%;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>水道審議会委員</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: right;">6,800</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>社会教育指導員</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: right;">80,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	報酬の額			(略)	水道審議会委員	日額	6,800			(略)	社会教育指導員	月額	80,000	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別職の職員 地方自治法第203条の2第1項に規定する者のうち、別表第1の区分に掲げる非常勤の職員をいう。</p> <p>(2) 一般職の職員 前号に掲げる職員以外の職員で1週間に換算し、その勤務時間が常勤の一般職の職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲で定められている者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）のうち、別表第2の区分に掲げる非常勤の職員をいう。</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 一般職の職員の報酬は、別表第2に定める額を超えない額とする。</p> <p>別表第1（第1条の2、第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 60%;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>社会教育指導員</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: right;">6,800 (ただし、勤務時間が3時間以内の場合は、3,400円と</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	報酬の額			(略)			(略)	社会教育指導員	日額	6,800 (ただし、勤務時間が3時間以内の場合は、3,400円と
区分	種別	報酬の額																										
		(略)																										
水道審議会委員	日額	6,800																										
		(略)																										
社会教育指導員	月額	80,000																										
区分	種別	報酬の額																										
		(略)																										
		(略)																										
社会教育指導員	日額	6,800 (ただし、勤務時間が3時間以内の場合は、3,400円と																										

		円			
		分納誓約取扱 1			
		件につき1,000円			
		60,000			
		(ただし、勤務日			
		数が16日未満の場			
		合は、60,000円に			
		勤務日数を乗じて			
		得た額を20で除し			
		た額とする。)			
		(加算)			
水道料金等徴収補助員	月額	未収金の現年度分			
		の徴収額に100分			
		の3を乗じて得た			
		額			
		過年度分の徴収額			
		に100分の5を乗			
		じて得た額			

議案第8号資料

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富津市条例第13号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

議案第9号資料

富津市個人情報保護条例（平成16年富津市条例第10号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、<u>図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に</p>

規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(4) 実施機関 市長（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び富津市土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。

(5) 実施機関の職員 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員

イ 公社の役員及び職員

(6) 行政文書 富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第9号）第2条第3号に規定する行政文書をいう。

(7) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。

ア 専ら文章を作成するための処理

イ 専ら文書、図面又は写真の内容を記録するための処理

ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理

エ 専ら文書、図面又は写真の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(8) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公社を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。

（個人情報取扱事務の届出）

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る状態で個人情報が記録される行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、あ

規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(6) 実施機関 市長____、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び富津市土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。

(7) 実施機関の職員 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員

イ 公社の役員及び職員

(8) 行政文書 富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第9号）第2条第3号に規定する行政文書をいう。

(9) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。

ア 専ら文章を作成するための処理

イ 専ら文書、図画又は写真の内容を記録するための処理

ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理

エ 専ら文書、図画又は写真の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(10) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公社を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。

（個人情報取扱事務の届出）

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る状態で個人情報が記録される行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、あ

らかじめ市長に対し、次に掲げる事項を届け出るものとする。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。ただし、緊急やむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始した日又は届け出た事項を変更した日以後速やかに届け出るものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目

(6) 個人情報の収集先

(7) 個人情報の電子計算機処理の有無

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに市長に届け出るものとする。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を富津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

5 前各項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務又は専ら試験的な電子計算機処理に係る個人情報取扱事務については適用しない。

（収集の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な限度の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報

を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると

らかじめ市長に対し、次に掲げる事項を届け出るものとする。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。ただし、緊急やむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始した日又は届け出た事項を変更した日以後速やかに届け出るものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目

(6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 個人情報の収集先

(8) 個人情報の電子計算機処理の有無

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに市長に届け出るものとする。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を富津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

5 前各項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務又は専ら試験的な電子計算機処理に係る個人情報取扱事務については適用しない。

（収集の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な限度の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、犯罪の経歴その他規則で定める記述等が含まれる個人情報に限る。）

を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると

きは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めて収集するとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人（個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。）から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認めるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で、本人から収集したのでは、当該事務の目的を達成し得ないと認めるとき、又は当該事務の適正な執行に支障を生ずると認めるとき。
- (7) 国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）から収集する場合について、事務の適正な執行のため相当な理由があると認めるとき。
- (8) 他の実施機関から次条第2項本文の規定による提供を受けて収集するとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人以外のもから収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。

4 法令等に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第3項第1号の規定により収集されたものとみなす。

5 法令等に基づき、本人又は代理人による申請、届出その他これら

きは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めて収集するとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人（個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。）から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認めるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で、本人から収集したのでは、当該事務の目的を達成し得ないと認めるとき、又は当該事務の適正な執行に支障を生ずると認めるとき。
- (7) 国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）から収集する場合について、事務の適正な執行のため相当な理由があると認めるとき。
- (8) 他の実施機関から次条第2項本文の規定による提供を受けて収集するとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人以外のもから収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。

4 法令等に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第3項第1号の規定により収集されたものとみなす。

5 法令等に基づき、本人又は代理人による申請、届出その他これら

に類する行為によって個人情報が収集されたときは、第1項の規定により収集されたものとみなす。

6 実施機関は、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めるところにより、明らかに開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者(第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第24条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者_____以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

_____又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平

に類する行為によって個人情報が収集されたときは、第1項の規定により収集されたものとみなす。

6 実施機関は、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めるところにより、明らかに開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者(第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第24条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより開示請求者_____以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

_____若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平

成11年法律第103号) 第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名(ただし、公にすることにより、当該個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合を除く。)及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市の機関、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市の機関、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、

成11年法律第103号) 第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名(ただし、公にすることにより、当該個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合を除く。)及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市の機関、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市の機関、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、

開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、公社、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等

の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(開示の実施)

開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、公社、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び

個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(開示の実施)

<p>第25条 個人情報の開示は、第21条第1項の書面により指定する日時及び場所において行う。</p> <p>2 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書、<u>図面</u>、写真又はフィルムに記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録されている文書、<u>図面</u>、写真又はフィルムの保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>4 個人情報の開示を受ける者は、開示を受ける際に、実施機関が定めるところにより当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを示すものを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>第58条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、<u>図面</u>、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第25条 個人情報の開示は、第21条第1項の書面により指定する日時及び場所において行う。</p> <p>2 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書、<u>図画</u>、写真又はフィルムに記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録されている文書、<u>図画</u>、写真又はフィルムの保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>4 個人情報の開示を受ける者は、開示を受ける際に、実施機関が定めるところにより当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを示すものを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>第58条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、<u>図画</u>、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
---	---

議案第9号資料

富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第9号）新旧対照表（第2条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）<u>、</u>議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び富津市土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。</p> <p>(2) 実施機関の職員 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員</p> <p>イ 公社の役員及び職員</p> <p>(3) 行政文書 実施機関の職員（議会にあっては、議会事務局の職員をいう。）が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図面</u>、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 官報、市の広報、白書、新聞、雑誌、書籍その他一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの</p> <p>イ 市の施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの</p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長<u>、</u>議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び富津市土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。</p> <p>(2) 実施機関の職員 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員</p> <p>イ 公社の役員及び職員</p> <p>(3) 行政文書 実施機関の職員（議会にあっては、議会事務局の職員をいう。）が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画</u>、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 官報、市の広報、白書、新聞、雑誌、書籍その他一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの</p> <p>イ 市の施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの</p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p>

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により明らかに開示できないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等

により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（ただし、公にすることにより、当該個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により明らかに開示できないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（ただし、公にすることにより、当該個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 市の機関、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市の機関、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、公社、国、独立

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 市の機関、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市の機関、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、公社、国、独立

<p>行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、公社、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(開示の実施)</p>	<p>行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、公社、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(開示の実施)</p>
<p>第15条 行政文書の開示は、第11条第1項の書面により指定する日時及び場所において行う。</p>	<p>第15条 行政文書の開示は、第11条第1項の書面により指定する日時及び場所において行う。</p>
<p>2 行政文書の開示は、文書、<u>図面</u>、写真又はフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p>	<p>2 行政文書の開示は、文書、<u>図画</u>、写真又はフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p>

議案第9号資料

富津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年富津市条例第11号）新旧対照表（附則第3項による改正）

現 行	改 正 案
<p>(所掌事項)</p> <p>第4条 審査会は、実施機関（情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行う。</p> <p>(1) 情報公開条例第18条第1項及び個人情報保護条例第42条第1項の規定により諮問された審査請求</p> <p>(2) 個人情報保護条例の規定により実施機関が審査会の意見を聴くこととされた事項</p> <p>(3) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項</p> <p>2 審査会は、前項の調査審議を行うほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。</p> <p>3 審査会は、情報公開条例第18条第3項及び個人情報保護条例第42条第3項の規定により、議長に対し、意見を述べるすることができる。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第4条 審査会は、実施機関（情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第6号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行う。</p> <p>(1) 情報公開条例第18条第1項及び個人情報保護条例第42条第1項の規定により諮問された審査請求</p> <p>(2) 個人情報保護条例の規定により実施機関が審査会の意見を聴くこととされた事項</p> <p>(3) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項</p> <p>2 審査会は、前項の調査審議を行うほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。</p> <p>3 審査会は、情報公開条例第18条第3項及び個人情報保護条例第42条第3項の規定により、議長に対し、意見を述べるすることができる。</p>

議案第10号資料

富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成6年富津市条例第5号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第23条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）</p> <p>(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学_____又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した_____後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学</p>	<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第23条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）</p> <p>(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。</u>）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。次号において同じ。</u>）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学</p>

<p>工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者</p>	<p>工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者</p>
---	---

富津市精神障害者医療費の助成に関する条例（昭和50年富津市条例第3号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成（以下「助成」という。）を受けすることができる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の被保険者、組合員、加入者又は被扶養者である精神障害者（本市に1年以上住所を有したことがない者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) 本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者で、次に掲げるいずれかに該当するもの</p> <p>ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者である者</p> <p>イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の後期高齢者医療の被保険者で、当該被保険者となる日の前日に国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者であるもの（同条第1項の病院等に引き続き同項の入院等をしている者に限る。）</p> <p>ウ 本市が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第2項の規定による援護若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第2項の規定による更生援護又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項（同法第52条第2項及び第76条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定による支給決定を行なっている者</p> <p>(適用除外)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては助成をしない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者</p> <p>(2) 精神障害者及び当該精神障害者と生計を一にする者として規</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成（以下「助成」という。）を受けすることができる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の被保険者、組合員、加入者又は被扶養者である精神障害者（本市に1年以上住所を有したことがない者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) 本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者で、次に掲げるいずれかに該当するもの</p> <p>ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされる者</p> <p>イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の後期高齢者医療の被保険者で、当該被保険者となる日の前日に国民健康保険法第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされるもの（同条第1項の病院等に引き続き同項の入院等をしている者に限る。）</p> <p>ウ 本市が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第2項の規定による援護若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第2項の規定による更生援護又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項（同法第52条第2項及び第76条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定による支給決定を行なっている者</p> <p>(適用除外)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては助成をしない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者</p> <p>(2) 精神障害者及び当該精神障害者と生計を一にする者として規</p>

則で定めるものについて、医療の給付のあった月の属する年度（医療の給付のあった月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額（以下「基準税額」という。）が235,000円以上であるもの

- (3) 富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例（昭和48年富津市条例第44号）の規定の適用を受けている者
- (4) 富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成19年富津市条例第3号）の規定により受給資格の認定を受けた者
- (5) 富津市子ども医療費の助成に関する条例（平成22年富津市条例第13号）の子ども
- (6) 本市以外において、助成に相当する医療費の助成を受けられることができる者

則で定めるものについて、医療の給付のあった月の属する年度（医療の給付のあった月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額（以下「基準税額」という。）が235,000円以上であるもの。ただし、精神障害者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第1号に規定する高額治療継続者である場合を除く。

- (3) 富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例（昭和48年富津市条例第44号）の規定の適用を受けている者
- (4) 富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成19年富津市条例第3号）の規定により受給資格の認定を受けた者
- (5) 富津市子ども医療費の助成に関する条例（平成22年富津市条例第13号）の子ども
- (6) 本市以外において、助成に相当する医療費の助成を受けられることができる者

富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例（平成27年富津市条例第13号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費等の助成（以下「助成」という。）を受けすることができる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の被保険者、組合員、加入者又は被扶養者である重度心身障害者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) 本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者で、次に掲げるいずれかに該当するもの</p> <p>ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者である者</p> <p>イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の後期高齢者医療の被保険者で、当該被保険者となる日の前日に国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者であるもの（同条第1項の病院等に引き続き同項の入院等をしている者に限る。）</p> <p>ウ 本市が身体障害者福祉法第9条第2項の規定による援護若しくは知的障害者福祉法第9条第2項の規定による更生援護又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項（同法第52条第2項及び第76条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定による支給決定を行なっている者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としなない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者</p> <p>(2) 重度心身障害者及び当該重度心身障害者と生計を一にする者として規則で定めるものについて、医療の給付のあった月の属する年度（医療の給付のあった月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定によ</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費等の助成（以下「助成」という。）を受けすることができる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の被保険者、組合員、加入者又は被扶養者である重度心身障害者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) 本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者で、次に掲げるいずれかに該当するもの</p> <p>ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により本市の<u>区域内に住所を有するものとみなされる者</u></p> <p>イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の後期高齢者医療の被保険者で、当該被保険者となる日の前日に国民健康保険法第116条の2の規定により本市の<u>区域内に住所を有するものとみなされるもの</u>（同条第1項の病院等に引き続き同項の入院等をしている者に限る。）</p> <p>ウ 本市が身体障害者福祉法第9条第2項の規定による援護若しくは知的障害者福祉法第9条第2項の規定による更生援護又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項（同法第52条第2項及び第76条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定による支給決定を行なっている者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としなない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者</p> <p>(2) 重度心身障害者及び当該重度心身障害者と生計を一にする者として規則で定めるものについて、医療の給付のあった月の属する年度（医療の給付のあった月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定によ</p>

る市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額（以下「基準税額」という。）が235,000円以上であるもの

- （3） 富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成19年富津市条例第3号）の規定により受給資格の認定を受けた者
- （4） 富津市子ども医療費の助成に関する条例（平成22年富津市条例第13号）の子ども
- （5） 65歳以上である者。ただし、65歳に達する日の前日までの間に前条第1項の規定に該当していた者で、65歳に達した日以後も引き続き同項の規定に該当しているものを除く。
- （6） 本市以外において、助成に相当する医療費等の支給を受けることができる者

る市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額（以下「基準税額」という。）が235,000円以上であるもの。ただし、重度心身障害者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第1号に規定する高額治療継続者である場合を除く。

- （3） 富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成19年富津市条例第3号）の規定により受給資格の認定を受けた者
- （4） 富津市子ども医療費の助成に関する条例（平成22年富津市条例第13号）の子ども
- （5） 65歳以上である者。ただし、65歳に達する日の前日までの間に前条第1項の規定に該当していた者で、65歳に達した日以後も引き続き同項の規定に該当しているものを除く。
- （6） 本市以外において、助成に相当する医療費等の支給を受けることができる者

議案第13号資料

富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成19年富津市条例第3号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(支給の制限)</p> <p>第4条 医療費等助成金は、受給資格者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。ただし、規則で定める場合においては、この限りではない。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父母等の前年の所得（1月から<u>6月までに申請するもの</u>）については、前々年の所得。次号において同じ。）が規則で定める額以上である場合</p> <p>(2) ひとり親家庭の父母等の配偶者又は扶養義務者でそのひとり親家庭の父母等と生計を同じくするものの前年の所得が、規則で定める額以上である場合</p>	<p>(支給の制限)</p> <p>第4条 医療費等助成金は、受給資格者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。ただし、規則で定める場合においては、この限りではない。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父母等の前年の所得（1月から<u>9月までの間に新たに受給資格の認定の申請をする者</u>）については、前々年の所得。次号において同じ。）が規則で定める額以上である場合</p> <p>(2) ひとり親家庭の父母等の配偶者又は扶養義務者でそのひとり親家庭の父母等と生計を同じくするものの前年の所得が、規則で定める額以上である場合</p>

議案第14号資料

富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例（昭和53年富津市条例第4号）新旧対照表

現 行		改 正 案	
(名称及び位置) 第3条 憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第3条 憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
富津老人憩の家	富津市富津679番地85	富津老人憩の家	富津市富津679番地85
大佐和老人憩の家	富津市千種新田277番地1	大佐和老人憩の家	富津市千種新田277番地1
天羽老人憩の家	富津市岩坂487番地5		

議案第15号資料

富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 34,200円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 51,300円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 51,300円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 61,560円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 68,400円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 82,080円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 88,920円</p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 34,200円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 51,300円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 51,300円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 61,560円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 68,400円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 82,080円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 88,920円</p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 102,600円
- ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 116,280円
- ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 123,120円
- ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イに該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 129,960円
- ア 合計所得金額が500万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 102,600円
- ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 116,280円
- ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 123,120円
- ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イに該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 129,960円
- ア 合計所得金額が500万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態

<p>となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 136,800円</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>30,780円</u>とする。</p>	<p>となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 136,800円</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,650円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「25,650円」とあるのは、「42,750円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「25,650円」とあるのは、「49,590円」と読み替えるものとする。</p>
--	--

議案第16号資料

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則 （平成22年度以降の旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>16 当分の間、平成22年度以降の第14条の2の規定による国民健康保険税の減免については、同条第1項中「該当する者（被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間にある者に限る。以下「旧被扶養者」という。）」とあるのは「該当する者（以下「旧被扶養者」という。）」とし、同項第1号中「資格取得日」とあるのは「被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）」とする。</p>	<p>附 則 （平成22年度以降の旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>16 当分の間、平成22年度以降の第14条の2の規定による国民健康保険税の減免については、同条第1項中「該当する者（被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間にある者に限る。以下「旧被扶養者」という。）」とあるのは「該当する者（以下「旧被扶養者」という。）」とし、同項第1号中「資格取得日」とあるのは「被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）」とする。</p> <p>（基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の特例）</p> <p>17 当分の間、国民健康保険の被保険者のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「特例対象者」という。）が属する世帯における、第2条第2項に規定する基礎課税額及び同条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額については、特例対象者に係るそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。ただし、特例対象者が第10条又は第11条の規定の適用を受ける場合は、当該規定の適用後のそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。</p>

議案第17号資料

富津市議会委員会条例（昭和62年富津市条例第27号）新旧対照表（附則第3項による改正）

現 行	改 正 案
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務産業常任委員会 8人</p> <p>ア 総務部の所管に属する事項</p> <p>イ 建設経済部の所管に属する事項</p> <p>ウ 会計課の所管に属する事項</p> <p>エ 議会事務局の所管に属する事項</p> <p>オ 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>カ 選挙管理委員会事務局の所管に属する事項</p> <p>キ 監査委員事務局の所管に属する事項</p> <p>ク 消防本部、署の所管に属する事項</p> <p>ケ 水道部の所管に属する事項</p> <p>コ 教育福祉常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>（2） 教育福祉常任委員会 8人</p> <p>ア 市民部の所管に属する事項</p> <p>イ 健康福祉部の所管に属する事項</p> <p>ウ 教育委員会の所管に属する事項</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務産業常任委員会 8人</p> <p>ア 総務部の所管に属する事項</p> <p>イ 建設経済部の所管に属する事項</p> <p>ウ 会計課の所管に属する事項</p> <p>エ 議会事務局の所管に属する事項</p> <p>オ 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>カ 選挙管理委員会事務局の所管に属する事項</p> <p>キ 監査委員事務局の所管に属する事項</p> <p>ク 消防本部、署の所管に属する事項</p> <p>ケ 教育福祉常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>（2） 教育福祉常任委員会 8人</p> <p>ア 市民部の所管に属する事項</p> <p>イ 健康福祉部の所管に属する事項</p> <p>ウ 教育委員会の所管に属する事項</p>

議案第27号資料

履 歴 事 項

- 1 住 所 富津市鶴岡969番地2
- 2 氏 名 おか 岡 ね 根 しげる 茂
- 3 生年月日 昭和29年1月6日
- 4 学 歴 昭和52年3月 千葉大学教育学部卒業
- 5 経 歴 昭和52年4月 富津市立富津中学校教諭
平成7年4月 千葉県教育庁勤務
平成14年4月 富津市立飯野小学校長
平成16年4月 千葉県教育庁勤務
平成20年4月 千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課長
平成22年4月 千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課長
平成23年4月 千葉県教育庁教育振興部学校危機管理監
平成24年4月 富津市立青堀小学校長
平成28年4月 富津市教育委員会教育長就任

履 歴 事 項

- 1 住 所 富津市二間塚736番地
- 2 氏 名 しま の かず まさ
嶋 野 和 正
- 3 生年月日 昭和36年7月2日
- 4 学 歴 昭和58年3月 千葉県立木更津東高等学校卒業
- 5 経 歴

(1) 職歴関係

- 昭和58年4月 飲食店勤務
- 昭和62年6月 飲食店開業
- 平成9年4月 化粧品店及び衣料クリーニング取次店開業
- 平成17年1月 有限会社ホープ設立 代表取締役就任

(2) PTA等役員歴関係

- 平成15年度から 富津市立飯野小学校PTA会長
- 平成17年度まで
- 平成18年度 富津市PTA連絡協議会監事及び富津市青少年問題協議会委員
- 平成21年度 富津市立富津中学校PTA会長
- 平成22年度 富津市PTA連絡協議会監事及び富津市青少年問題協議会委員
- 平成28年度から 富津中学校創立50周年記念事業実行委員長
- 平成29年度まで
- 平成28年度 拓殖大学紅陵高等学校後援会会長